

5. その他の保育サービス

病児・病後児保育

病気の回復期などで集団保育が困難な場合に、区が委託する医療機関等で一時的に保育を行います。
また、一部の医療機関では、保育施設等での急な発熱や体調不良の際に、看護師が保護者の代わりにお迎えに行き、医療機関でお預かりする「お迎えサービス」も実施します。

①対象

- 区内に住所がある、満1歳～小学校就学前の児童 ※登録は生後11か月より受付可。
- 「お迎えサービス」は、家庭福祉員・在宅児以外で、区内にある認可保育園等へ入園している児童

②利用可能日・利用時間・利用料金

- 午前8時～午後6時 ※病院の診療時間により変わることがあります。
- 月～金曜日 ※土・日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月4日)はお休みです。
- 保育室利用日額 1,500円(その他、食事代・おやつ代実費(上限500円)又は保護者持参)
※お迎えサービスを利用した場合は、上記のほかタクシー代(往復)、その他実費

③申請・通知方法

区ホームページから電子申請をご利用いただけます。PCやスマートフォンから手続きしていただき、申請から1週間程度経過後、ご指定のメールアドレス宛に「利用登録番号」を通知させていただきます。

有効期限は、単年度のため、更新手続きが必要になります。更新のご案内は、「板橋区公式LINE」・「母子手帳アプリ 母子モ」から通知させていただきます。(LINEについてはP149参照)

④利用方法

利用を希望する前日に実施施設へ直接利用申請(予約)を行ってください。

※お迎えサービスは、ご利用の当日に実施施設に直接利用申請(予約)を行ってください。

▼病児・病後児
保育について



⑤お問い合わせ先

保育サービス課民間保育第二係 3579-2494

⑥実施施設・サービス・定員・電話番号・所在地

施設名	お迎えサービス	病児保育	病後児保育	定員	電話	最寄駅・所在地
板橋区 医師会病院	○	○	○	6名	3975-8155	都営三田線「高島平」西口から徒歩5分 板橋区高島平3-12-6
帝京大学 医学部附属 病院	○	○	○	6名	3964-9159	JR埼京線「十条」から徒歩10分 都営三田線「板橋本町」から徒歩13分 板橋区加賀2-11-1
いわた医院	—	○	○	6名	3965-1045	都営三田線「蓮根」又は 「志村三丁目」から徒歩6～7分 板橋区坂下1-35-17
キッズタウン むかいほら 保育園	—	—	○	3名	5917-0752	地下鉄東京メトロ有楽町線 「小竹向原」から徒歩7分 板橋区向原3-7-7

板橋区子ども家庭総合支援センターの事業

板橋区子ども家庭総合支援センターでは、0歳～18歳未満のお子さんと家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介を行っています。

板橋区子ども家庭総合支援センターでは、令和4年7月1日から児童相談所業務が開始しました。

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置され、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。18歳未満のお子さんに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。

【お問い合わせ先】 板橋区子ども家庭総合支援センター 電話5944-2373

【所在地】 板橋区本町24-17

【開館日】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）※来所面接相談は予約制となります。

【開館時間】 午前8時30分～午後5時

◎子どもなんでも相談（24時間365日）0120-925-610

①ショートステイ・トワイライトステイ事業

一時的に養育に困る場合、お子さんを区が委託する施設等でお預かりします。

サービスの種類	乳児ショートステイ	ショートステイ	トワイライトステイ	ショートステイ (協力家庭)
利用時間	【宿泊型】24時間以内のお預かり 【日帰り型】9時から18時までの間で最長9時間以内のお預かり	【宿泊型】24時間以内のお預かり 【日帰り型】7時から22時までの間で10時間以内のお預かり	16時から22時までの間で6時間以内のお預かり ※ショートステイと併せての利用可	【宿泊型】24時間以内のお預かり 【日帰り型】7時から20時までの4時間以上10時間以内のお預かり
対象児童	区内に住所がある生後43日から2歳未満のお子さん	区内に住所がある2歳から12歳以下のお子さん		区内に住所がある生後43日から18歳未満のお子さん
預かる場所	聖オディリアホーム乳児院 中野区上鷲宮5-28-28	社会福祉法人松葉の園「子育て支援サービス」 板橋区氷川町9-7 板橋氷川町ビル2F		各協力家庭宅
利用要件	保護者の方が以下のいずれかに該当し、児童を養育する者がいない場合又は保護者の帰宅が夜間に及ぶ場合 (1) 疾病や出産のため入院又は通院する場合 (2) 家族の疾病等によりその介護に従事する場合 (3) 育児疲れ、育児不安等で養育が困難な場合 (4) 事故や災害にあった場合 (5) 学業や仕事に伴う都合、冠婚葬祭への出席等による場合 (6) その他、区長が必要と認めた場合			
利用日数	宿泊型・日帰り型併せて 4月からの1年間に14日以内 (日帰り型は1回0.5日で換算) ※連続して利用する場合は、最長7日間まで		4月からの1年間に30日以内	宿泊型・日帰り型併せて 4月からの1年間に14日以内(日帰り型は1回0.5日で換算) ※連続して利用する場合は、最長7日間まで
費用 ※生活保護受給世帯は免除 非課税、就学援助世帯は半額	【宿泊型】1泊24時間以内 2,500円 【日帰り型】9時間以内1,500円 (いずれも食事つき)	【宿泊型】1泊24時間以内 2,500円 【日帰り型】10時間以内1,500円 (いずれも食事付き)	1日900円 (夕食付き)	【宿泊型】1泊24時間以内 2,500円 【日帰り型】4時間以上 10時間以内 1,500円 (いずれも食事付き)
定員	2人	6人(ショートステイ・トワイライトステイ併せて)		原則1家庭1名
受付場所	子ども家庭総合支援センター 子育てサポート 5944-2381			

②板橋区ファミリー・サポート・センター事業

お子さんを預ける人と保育する人がそれぞれ利用会員・援助会員として登録し、地域で子育てを支援する会員制のシステムです。ご近所の援助会員宅にお子さんを預けたり、自宅に来てもらったりと保育場所は会員相互で決め、保育園の送迎やちょっとした用事でも1時間から預けられます。

ご利用にあたっては、事前に板橋区ファミリー・サポート・センターの会員として登録が必要になります。

【援助の対象・時間・料金】

- ①対象 生後43日から12歳までの児童(小学6年生の3月31日まで利用可)
 - ②時間 利用会員が希望する時間で、援助会員が活動可能な時間(宿泊不可) ※原則として最長4時間まで
 - ③料金 月～金曜日(午前9時～午後5時)1人1時間あたり800円
(上記以外の時間帯や土・日・祝日、年末年始は、900円)
- なお、援助活動の前日21時以降にキャンセルした場合、キャンセル料がかかります。

【お問い合わせ先】子ども家庭総合支援センター 子育てサポート 5944-2381

③ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

日常生活上の突発的な事情などのために、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助します(待機児童等を対象とした「事業者連携型」とは異なります)。病児・病後児保育にかかる保育料についても補助の対象になります(病児・病後児保育に対応しているかどうかはベビーシッター事業者によって異なります)。

【補助の概要】

- ①【対象児童】 未就学児
- ②【対象期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日利用分まで
※令和7年4月以降の事業実施については未定です。
- ③【対象となる事業者】 東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者
(詳細は東京都福祉局のホームページをご参照ください。)
- ④【対象となる経費】 東京都の認定を受けたベビーシッター事業者に支払済の、純然たる保育サービス提供対価
(入会金、会費、交通費、キャンセル料等は補助対象外)
- ⑤【上限時間】 児童1人につき年度あたり144時間まで
(多胎児の場合は児童1人につき年度あたり288時間まで)
- ⑥ 補助の上限金額 日中利用(7時～22時):1時間あたり2,500円
夜間利用(22時～翌7時):1時間あたり3,500円

【お問い合わせ先】ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)板橋区専用コールセンター
株式会社パソナライフケア 0120-212-115